

2019年度実施

明石市任期付職員採用試験案内**弁 護 士（児童相談所勤務）**

明石市では、2019年4月に関西の中核市で初となる、明石こどもセンター（児童相談所）を開所するなど、『こどもを核としたまちづくり』を重点的に推進しています。

近年、こどもと家庭をめぐる問題は、多様化・複雑化し、相談件数も増加する中、法律に関する高度かつ専門的な能力・経験を有する職員が不可欠となっています。

こどもの命と権利、未来を守るため、弁護士資格を有する、熱意と行動力を持った弁護士職員を募集します。

試験日	2019年9月28日（土） 又は 2019年9月29日（日）
試験会場	明石市役所ほか
受付期間	2019年8月14日（水）から 2019年9月17日（火）まで （土・日・祝を除く）

1 募集職種・人数・受験資格

募集職種	人数	受験資格
弁護士	2名程度	次のア、イのいずれにも該当する人 ア 1959年（昭和34年）4月2日以降に生まれた人 （2020年4月1日現在で60歳以下の人） イ 弁護士資格を有し、2019年8月1日現在で、弁護士として実務経験を満2年以上有する人

※ 弁護士法第7条（弁護士の欠格事由）に該当する人は受験できません。

（注1）合格の取り消しについて

最終合格発表後、弁護士資格を喪失した場合、弁護士名簿から登録を抹消された場合及び申込書、職務経歴報告書の記載事項等に不正があった場合には、合格を取り消します。

2 職務内容

児童相談所における虐待対応、職員等へのアドバイス・指導など

※ 採用時、明石こどもセンター（児童相談所）に勤務しますが、人事異動等により、その他の福祉部門や総務、政策、教育部門への配属となる場合があります。

3 身分及び任期

(1) 身分 常勤の正規職員（行政職（事務職））

(2) 任期 5年以内

（注2）最長5年を基本としますが、合格者と相談の上、決定します。

（注3）任期満了後（任期最終年を含む）、改めて採用試験に合格すれば、再度の任用が可能となります。

(3) 採用予定日 2020年1月4日以降

（注4）合格者の都合により、相談の上、決定します。

（注5）採用後、6月間は、地方公務員法第22条の規定に基づき条件付採用とし、その間職務を良好な成績で遂行した時に、正式採用とします。

4 試験内容等

試験日	内容	場所
9月28日（土）又は29日（日）	実務経験等に関する書類審査 個人面接試験	明石市役所ほか

（注6）申込者が多数の場合、試験日程が変更になることがあります。

5 試験結果発表

発表時期	発表方法
2019年10月中旬	合否の結果については、合格者のみ（補欠合格を含む）に文書で通知します。 また、合格者の受験番号を明石市のホームページに掲載します。

6 採用前健康診断

合格者は、2019年11月以降に健康診断を行い、勤務に支障がないと認めたときに、2020年1月4日以降に採用となる予定です。

7 待遇

(1) 役職

原則、弁護士としての実務経験年数、実績等に応じて、格付けします。

(例)

実務経験年数	3年以上	3年未満
役職	課長級(行政職給料表6級)	係長級(行政職給料表5級)
給料月額	約40万円	約38万円
年収	約820万円	約680万円

(注7) 給料月額及び年収は、2019年4月1日現在のものです。

(注8) 上記年収には、地域手当、期末・勤勉手当（賞与）及び管理職手当を含み、税及び社会保険料を控除する前のものです。なお、係長級には管理職手当の支給はありません。

(注9) 上記年収は、賞与が満額支給された場合の金額となります。賞与は在職期間に応じて支給されるため、採用1年目の年収は上記金額よりも少なくなります。

(注10) 上記の金額については、給与改定等を受けて変更されることがあります。

(2) 手当

本市条例に基づき、地域手当、扶養手当、管理職手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当（賞与）及び退職手当等を支給します。

なお、係長級及び主任級には、時間外・休日勤務手当を支給します。

(3) 勤務時間・休暇

- ① 勤務時間 午前8時55分～午後5時40分（うち休憩1時間）
- ② 勤務を要しない日 土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）
- ③ 年次有給休暇 1年度につき最大20日を付与します。（採用日により異なります。）
- ④ 特別休暇 本市条例に基づき、夏季休暇（6日）、忌引休暇、結婚休暇等を付与します。

(4) 福利厚生

- ① 毎年健康診断を実施するとともに、人間ドック受診の助成等を行います。
- ② 年金・健康保険等は、兵庫県市町村職員共済組合に加入します。

(5) その他

弁護士会の会費等は、自己負担となります。

※ 受験者には、別途、兵庫県電子申請共同運営システムから基本情報等を入力していただきます。
 ※ 入力方法等の詳細については、申込受付後にお渡しする説明文書を必ず確認してください。
 (郵送による申込みの場合は、受験票の送付の際に説明文書を同封します。)

8 申込手続

申込書類	(1) 明石市職員採用試験申込書①、② [本市所定の様式]
	(2) 職務経験等報告書 [本市所定の様式]
	(3) 職務経験等アピールシート [本市所定の様式]
申込受付	(4) 受験票 [本市所定の様式]
	(5) 弁護士資格を証明できるもの (弁護士登録証明書の写しなど)
	(6) <u>[※郵送により申込む場合のみ]</u> 返信用封筒 (長 3 サイズ (12cm×23.5cm) に返信先住所・宛名を明記し、82円切手1枚を貼り付けてください。)
<p>※ 外国籍の人は、上記のほか特別永住者証明書もしくは在留カードの提示、または在留資格が記載されている住民票の写しを提出してください。</p>	
方法	上記の申込書類を <u>直接持参</u> してください。 ただし、受付期間内に直接持参できない場合に限り、郵送可とします。
場所	明石市役所 本庁舎4階 職員室 (職員担当)
期間	<p>2019年8月14日 (水) から2019年9月17日 (火) まで</p> <p><受付時間> 午前8時55分から午後5時40分まで</p> <p>※ 土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。</p> <p>※ 最終日は非常に混雑しますので、できるだけ早めに申込みをしてください。</p> <p>※ 郵送の場合、2019年9月13日 (金) 必着</p> <p>※ 郵送により申込みされる場合は、封筒の表に「職員採用試験申込書在中」と朱書きし、下記へ郵送してください。</p> <p>※ 郵送により、2019年9月14日 (土) 以降に到着したものについては、いかなる理由があっても受付できません。余裕をもって発送を行うようにしてください。</p> <p>※ 郵送による申込みの場合は、受付後、受験票等を送付します。</p> <p>試験日の3日前までに受験票等が到着しない場合は、下記まで連絡してください。</p>

9 申込・問い合わせ先

〒 673-8686 明石市中崎1丁目5番1号
明石市総務局職員室 (職員担当)
電話 : 078-918-5006 Fax : 078-918-5145
Mail : jinji@city.akashi.lg.jp
HP : https://www.city.akashi.lg.jp



市制施行
100周年